

社会科学研究所 定例研究会 報告要旨

2008年7月25日（金） 定例研究会報告

テー マ： 「現代の家族を考える—国籍法婚外子差別規定最高裁違憲判決を契機に」
(NPO 現代の理論・社会フォーラムと共催)

報 告 者： 椎名規子氏（茨城女子短期大学）

コ メ ント： ①木幡文徳（法学部）

②菅原和之氏（「なくそう婚外子差別 つくれ住民票」裁判原告）

司 会： 古川 純（法学部）

時 間： 18:00—20:15

場 所： 神田校舎7号館784教室

参 加 者 数： 15名

報告内容概略：

最高裁大法廷（裁判長＝島田仁郎長官）は6月4日、フィリピン国籍の母から生れた後に日本国民の父に認知されたがその父母は法律上結婚をしていないという子ども（婚外子または非嫡出子という）10名が原告となって日本国籍の確認を求めた裁判で、国籍法の婚外子の国籍取得を否定した規定を一部違憲とする判断（多数意見9名と意見1名の計10判事の意見、反対意見は計5名）を示し、救済として10名の子どもたちが法務大臣に国籍取得届を提出したことをもって日本国籍を取得したと認めた。多数意見の違憲判断と子どもたちに対する日本国籍認定は実に画期的である。

国籍決定には血統主義（ドイツ・イタリアなどのヨーロッパ大陸諸国、中国・韓国・北朝鮮・日本など）と生地主義（アメリカ合衆国・イギリス、ブラジルなどの南米諸国など）がある。旧西ドイツの連邦憲法裁判所は1974年、イタリアの憲法裁判所は1983年、それぞれ父系血統主義を憲法違反と判断した。1950年制定の日本の国籍法は父系優先血統主義をとってきたが、父が外国人で母が日本国民の場合にその子どもが出生による日本国籍を認められないのは女性差別で憲法14条の平等原則違反だという裁判が起こされてきた中で、1984年の国籍法改正により「日本国民とする」のは「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」（2条1号）と改められ、父母両系血統主義となった。問題は、国籍法3条1項が「父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で20歳未満のもの」は「認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき」は、「法務大臣に届け出ることによって、日本国籍を取得するこ

とができる」と定める規定から排除されるケースである。日本国民である母の非嫡出子（婚外子）は出生により母と法律上の親子関係が生じるし、日本国民である父が胎児認知した子は出生時に父と法律上の親子関係が生じるとされるから、2条1号で生来的な日本国籍となるが、しかし法律上結婚をしていない日本国民の父と外国人の母との間に生れた子どもで父から出生後に認知を受けた子どもは、両親が結婚をして事後的に「嫡出子」（法律婚で生れた子）の地位を取得してはじめて日本国籍を取得できる（今回の10名の子どものようく「非嫡出子（婚外子）」のままならば国籍は認められない）、というように狭く限定し多くの婚外子を排除しているのである。

最高裁大法廷が制定当初は合理的であった規定を今日では違憲と判断した理由には、国際的に婚外子に対する法的差別的取り扱いを解消する方向にあること、我が国の経済・社会の変化によって夫婦共同生活のあり方を含む家族生活や親子関係に関する意識も一様ではなくなってきており、家族生活や親子関係の実態も変化し多様化してきていることなどをあげている。最後に報告者は、家族法における普遍的価値としての人権認識の必要性と女性の自立の社会的制度的保障の実現を強調した。

コメントの概要：（1）木幡所員は、多数意見は国籍法の広い婚外子排除の規定を元々は合理的なものであったと評価しているが、その背後には家制度と結びつく家族の団体主義的考え方があったと思われると述べ、それを今回の判決で婚外子に国籍を認めることで子ども個人の戸籍を作ることになり、結果として多数意見は家族に関する個人主義的な発想へと転換したといえるのではないかと指摘した。（2）菅原氏は、法律婚ではなく事実婚を選んだ夫婦関係を前提にあらゆる婚外子に対する差別をなくすという立場から、事実婚の父=菅原氏が子の出生届出にあたり「嫡出でない子」という表記を強制されることを避けようとしたところ、世田谷区で当該出生届けが不受理となりそれを理由に住民票の記載をしない処分をされたことの処分取り消し請求と当該子の住民票作成の義務付け請求を闘っている裁判原告として、まさに変化し多様化している日本社会の家族の現場からコメントされた。菅原氏の裁判は東京地裁で勝訴したものの東京高裁では逆転敗訴となり最高裁に上告中であるが、今回の大法廷判決の婚外子差別違憲判断がどのように影響するか、注目される。討論では、男女共同参画社会からのアプローチの必要や、今後課題となる移民受け入れ政策（人口の1割）を媒介に考えると国籍と家族の関係の見直し、さらには国籍そのものの見直しが可能になるのではないか、などの意見が出され、限られた時間内ではあるがたいへん有意義な議論がなされた。

記：専修大学法学部・古川 純

2008年7月25日（金） 定例研究会報告

テー マ : Slovenia and EU

報 告 者 : Dr. Stanko Pelc, University Primorska, Faculty of Education Koper

通 訳 : 松尾容孝（本学文学部）

時 間 : 16 時～18 時

場 所 : 専修大学生田校舎 M841 小会議室

出席者数 : 8 名

報告内容概略 :

1550 年に Primož Trubar がスロベニア語で聖書の翻訳を出版して以来、スロベニアは今日の独立国にむけて歩んできた。発表は、まず、汎スラブ主義、政治的自治、国民国家の 3 方向の歴史的相克、ヨーロッパにおいてスロベニアが占めてきた位置、国境の移り変わりにみる隣国との関係を回顧した。その後、戦後のユーゴスラビア連邦共和国の 1 構成国、1991 年の独立、2004 年の EU 加盟の政治的画期との関係を念頭において、貿易統計や GDP 指標により経済状況の推移が提示された。ユーゴスラビア内の工業先進地としての経済成長が 80 年代以降の政治的動向の中で鈍化し、さらに急速にマイナス成長に陥ったこと、しかし最悪のマイナスを示した 91 年の独立年から数年を経て再び経済成長基調に転じて今日に至っていること、工業から第三次産業へと産業構成が推移しており、諸経済指標により EU 加盟 27 カ国のなかで経済成長率は堅調だがインフレ率が高いこと、特に牽引する産業部門を持たず、今後の経済の推移に不確定要素が多いことが示された。

発表は経済状況を中心に行われたので、質疑では、社会主义構成国から EU 加盟国への政治的変革が経済といかに切り結んできたのか、今日および今後スロベニアがとろうとする政治経済の方向などについて、出席者との間で多くの質問と応答がなされた。

記 : 専修大学文学部・松尾容孝